

告 示 番 号	選挙管理委員会告示名	公布年月日
3	さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示	平成30年2月2日
8	さいたま市公職選挙執行規定の一部を改正する告示	平成30年5月18日
11	さいたま市公職選挙執行規定の一部を改正する告示	平成30年6月4日
14	さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程	平成30年8月7日
17	さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示	平成30年9月7日

## さいたま市選挙管理委員会告示第3号

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年2月2日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

### さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

さいたま市公職選挙執行規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第16号(その1)(第15条関係) [略] 公職選挙法第22条第1項( <u>第3項</u> )の規定による選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。 [略] 今回定時( <u>選挙時</u> )登録日現在における名簿登録者数 [略]	様式第16号(その1)(第15条関係) [略] 公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。 [略] 今回定時登録日現在における名簿登録者数 [略]

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## さいたま市選挙管理委員会告示第8号

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月18日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

### さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

さいたま市公職選挙執行規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第4号（その1）（第5条関係） [略] <u>年 月 1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。</u> [略]	様式第4号（その1）（第5条関係） [略] 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号） <u>第14条第1項の規定により、登録を行う日を次のとおり定めた。</u> [略]
様式第11号（その1）（第10条関係） [略] 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第 <u>4</u> 号の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消した。 [略]	様式第11号（その1）（第10条関係） [略] 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第 <u>3</u> 号の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消した。 [略]
様式第84号の2（第59条の2関係） [略] ( <u>宛</u> 先) さいたま市選挙管理委員会委員長 [略] 年 月 日執行 <u>何</u> 選挙 [略] 年 月 日執行の <u>何</u> 選挙において、別添の選挙運動用ビラを頒布したいので届け出ます。 [略]	様式第84号の2（第59条の2関係） [略] ( <u>あ</u> て先) さいたま市選挙管理委員会委員長 [略] 年 月 日執行 <u>さいたま市長</u> 選挙 [略] 年 月 日執行の <u>さいたま市長</u> 選挙において、別添の選挙運動用ビラを頒布したいので届け出ます。 [略]

様式第 8 4 号の 3 (その 1) (第 5 9 条の 3 関係)  
[略]

様式第 8 4 号の 3 (その 2) (第 5 9 条の 3 関係)

年 月 日執行

市議会議員選挙 (何区)

ビラ (記号)

さいたま市選挙管理委員会

様式第 8 4 号の 3 (第 5 9 条の 3 関係)  
[略]

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 1 号の改正は平成 3 0 年 6 月 1 日から、様式第 8 4 号の 2 及び様式第 8 4 号の 3 の改正は平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第11号

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月4日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

さいたま市公職選挙執行規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(受任者を通じて行う旅券等の提示) <u>第15条の2</u> <u>在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第7条の3第3項に規定する市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類は、アに掲げる書類のいずれか一のもの及びイに掲げる書類のいずれか一のものとする。ただし、イに掲げる書類の提示が困難な場合にあつては、アに掲げる書類のいずれか二のものとする。</u> <u>ア 日本国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該受任者の写真を貼り付けてないもの（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）</u> <u>イ 日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該受任者の写真を貼り付けてあるもの</u></p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## さいたま市選挙管理委員会告示第14号

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年8月7日

さいたま市選挙管理委員会  
委員長 大倉 浩

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程（平成19年さいたま市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この告示は、<u>さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例</u>（平成19年さいたま市条例第27号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、<u>ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(確認の申請等) 第3条 条例第4条の規定による確認の申請は、<u>選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第2号）を、さいたま市議会の議員の選挙にあつては当該区の選挙管理委員会を經由して市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)</u>に、<u>さいたま市長の選挙にあつては市委員会</u>に提出して行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この告示は、さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年さいたま市条例第27号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、<u>ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(確認の申請等) 第3条 条例第4条の規定による確認の申請は、<u>選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第2号）を市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）</u>に提出して行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

様式第1号（第2条関係）

【略】

（宛先）さいたま市選挙管理委員会委員長  
年 月 日執行 選挙（選挙区）  
【略】

様式第2号（第3条関係）

【略】

（宛先）さいたま市選挙管理委員会委員長  
年 月 日執行 選挙（選挙区）  
【略】

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

【略】

様式第3号（第3条関係）

【略】

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

【略】

1 選挙名	年 月 日執行 <u>選挙（選挙区）</u>
2 候補者氏名	
3 確認枚数	枚

備考 【略】

様式第4号（第5条関係）

【略】

年 月 日執行 選挙（選挙区）

【略】

備考

1～3 【略】

4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数 さいたま市議会の議員の選挙の場合 8千枚  
さいたま市長の選挙の場合 7万枚

様式第1号（第2条関係）

【略】

（あて先）さいたま市選挙管理委員会委員長  
年 月 日執行 さいたま市長選挙  
【略】

様式第2号（第3条関係）

【略】

（あて先）さいたま市選挙管理委員会委員長  
年 月 日執行 さいたま市長選挙  
【略】

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

【略】

様式第3号（第3条関係）

【略】

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

【略】

1 選挙名	年 月 日執行 <u>さいたま市長選挙</u>
2 候補者氏名	
3 確認枚数	枚

備考 【略】

様式第4号（第5条関係）

【略】

年 月 日執行 さいたま市長選挙

【略】

備考

1～3 【略】

4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数 7万枚

(2) [略]

様式第 5 号 (第 6 条関係)

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

[略]

1	請求金額	[略]
2	内訳	[略]
3	選挙名	年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)
4	候補者氏名	
5 振込先	金融機関	[略]
	預金種目	[略]
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

備考 [略]

(2) [略]

様式第 5 号 (第 6 条関係)

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

[略]

1	請求金額	[略]
2	内訳	[略]
3	選挙名	年 月 日執行 <u>さいたま市長選挙</u>
4	候補者氏名	
5 振込先	金融機関	[略]
	預金種目	[略]
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

備考 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



## さいたま市選挙管理委員会告示第17号

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年9月7日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

さいたま市公職選挙執行規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第16号（その2）（第15条関係） [略] 公職選挙法第30条の6第1項又は第2項の規定による在外選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。 [略]	様式第16号（その2）（第15条関係） [略] 公職選挙法第30条の6第1項の規定による在外選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。 [略]

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。